

平成 20 年 3 月 28 日
 東 北 電 力 株 式 会 社
 東 通 原 子 力 発 電 所

<お知らせ情報（C情報）に至らないごく軽度な機器故障>（月報）
 （機器の故障に起因する不適合事項（軽微なもの））

平成 19 年 1 月分

No.	発生日	設 備	概 要	処置状況 (2月29日現在)	発生場所
1	H19.1.6	タービン建屋大物搬入口扉 (タービン建屋に資機材を搬入するための出入口の扉)	資機材搬入のため扉を開けたところ、強風にあおられ扉が勢いよくストッパーにぶつかり、扉に歪みが生じたため、補修を実施した。	処置済み	タービン建屋
2	H19.1.6	主蒸気ドレン弁 (主蒸気管から復水器への水の移送を制御する弁)	定期検査のためのプラント停止過程において、発電機出力の低下途中に小口径の主蒸気ドレン弁が開かなかった。原因を調査した結果、事象の再現性はなく当該弁の開閉を制御する電磁弁が一時的に固着し、動かなかったことが判明した。このため電磁弁の取替えを実施した。なお、プラントの停止操作に支障はなかった。	処置済み	原子炉建屋
3	H19.1.7	取水口水温測定用センサー (海水取水口の海水温度を測定する計器)	低気圧の通過による海水面の激しい上下動に伴い、浮き具を取り付けた海水温度を測定する計器が足場に乗り上げ、海水温度を測定できていないことが確認された。このため、当該計器を足場から海中に戻し、計器が乗り上げないように足場の構造を変更した。	処置済み	屋 外

4	H19.1.8	<p>高圧復水ポンプ吸込弁 (復水器から原子炉側へ復水を移送するポンプの吸込側の弁)</p>	<p>定期検査期間中、復水を移送するポンプの吸込側の弁を手動で閉めたところ、弁は全閉となったものの、中央制御室の表示灯が全閉状態とならなかった。原因を調査した結果、開閉状態を検出する計器軸可動部の潤滑剤に振動により発生した磨耗粉が混入し、これが付着したことにより軸可動部の動きが鈍くなり表示灯が全閉状態とならなかったことが判明した。このため、計器の仕様を変更したものに取替えた。</p>	処置済み	タービン 建屋
5	H19.1.10	<p>ドライウェル低電導度サンプル水位・ポンプ出口流量記録計 (原子炉格納容器内の機器等で使用した水を原子炉格納容器外に移送する設備の水位および流量の記録計)</p>	<p>定期検査期間中、水位および流量の記録計の記録紙および指示が動いていなかったため、電源を入れ直したところ電源が入らなくなった。原因を調査したが事象の再現性がなかったため、一過性の事象であるものと判断した。このため基板の取替えを実施した。なお、原子炉停止操作中、当該記録計は健全に動作していたため、停止操作に支障はなかった。</p>	処置済み	中央 制御室

6	H19.1.14	<p>制御棒引抜阻止監視装置 (制御棒を誤って引き抜かないように監視する装置)</p>	<p>定期検査期間中，制御棒の引き抜き操作を実施したところ，自動で解除されているはずの引き抜きを阻止する機能が動作し，引き抜きができなくなった。当該機能は原子炉停止中には不要な機能であるため，当該機能を手動で解除し引き抜き操作を継続した。制御棒を誤って引き抜かないように監視する装置を点検したところ，装置の基板内でデータ異常が発生したものと判断したため，基板の交換を実施した。</p> <p>交換した基板を工場にて調査した結果，基板における一過性のデータ異常と確認された。</p>	処置済み	中央制御室
7	H19.1.14	<p>タービン建屋主クレーン (タービン建屋内に設置している天井クレーン)</p>	<p>定期検査期間中，タービン建屋主クレーンが停止し，操作ができなくなった。点検したところ制御装置に不良があったため，基板を交換し復旧させた。</p>	処置済み	タービン建屋

8	H19.1.16	<p>原子炉補機冷却海水系 (原子炉補助設備に供給する冷却水(非放射性)を冷却する海水が流れる系統)</p>	<p>定期検査期間中、海水が流れる系統の弁の部品に損傷および腐食が確認されたため、原因調査した結果、当該部品が弁内の構造物と接触し、損傷および腐食に至ったことが判明した。このため、当該部品の補修および交換を実施し、当該部品と接触しないように弁内の構造物を加工した。</p>	処置済み	海水熱交換器 建屋
9	H19.1.19	<p>復水器連続洗浄装置 (復水器細管内を洗浄する設備)</p>	<p>定期検査期間中、装置内の弁の部品を移動させたところ、近傍の足場に接触させ、弁の部品を損傷させた。このため、当該部品を交換した。</p>	処置済み	屋外
10	H19.1.20	<p>電動機駆動原子炉給水ポンプ給水流量調節弁および給水小流量調節弁 (原子炉に水を供給するポンプの流量を調節する弁)</p>	<p>定期検査期間中、流量を調節する弁を点検したところ、弁に計器を取り付けているボルトが損傷しているのを確認した。原因調査の結果、振動による疲労であることが判明したため、ボルトを強度の増加した材質に変更するとともにボルト先端部に丸みをつけ疲労に強い形状のものに取替えた。</p>	処置済み	タービン 建屋

11	H19.1.20	タービンバイパス弁入口蒸気ラインドレン水位レベルスイッチ (タービンバイパス弁入口側排水の水位を検出し、排水用の弁の開閉を制御するスイッチ)	定期検査期間中、排水の水位を検出し、排水用の弁の開閉を制御するスイッチを点検したところ、スイッチの動作不良が確認された。原因調査の結果、流体温度、周囲温度の影響によりスイッチが熱劣化を生じていたことが判明した。このため、耐熱性を向上したスイッチに取替えた。	処置済み	タービン 建屋
12	H19.1.21 H19.1.24	原子炉補機冷却水系熱交換器 (原子炉補助設備に供給する冷却水(非放射性)を冷却する設備)	定期検査期間中、熱交換器の一部の細管に減肉が確認されたため、当該細管を交換した。	処置済み	海水 熱交換器 建屋
13	H19.1.23	蒸気加減弁 (タービンに流れる蒸気量を制御する弁)	定期検査期間中、蒸気の流量を制御する弁の部品に傷が確認されたため、当該部品を交換した。なお、原因調査の結果、傷は異物の噛みこみによるものと判断した。このため、今後も異物混入防止対策を徹底して行うこととした。	処置済み	タービン 建屋
14	H19.1.23	高圧第1給水加熱器 (タービンに供給される蒸気の一部を利用し原子炉への給水を加熱する設備)	定期検査期間中、原子炉への給水を加熱する設備の点検を実施したところ、内部に釘1本が確認されたため、回収した。あわせて、類似設備の点検を実施し、同様の異物がないことを確認した。	処置済み	タービン 建屋

15	H19.1.25	サプレッションチェンバ (非常時に原子炉に水を注水する設備の水源となるプール)	定期検査期間中、プール内の点検を実施したところ、ビニルテープの小片1個が確認されたため、回収した。引き続き、プール内の点検を実施するとともに、プール内の全作業が終了後に再度点検を実施し、異物がないことを確認した。	処置済み	原子炉 建屋
16	H19.1.26	復水器水室出口弁 (復水器の海水側出口の弁)	定期検査期間中、点検のため復水器の海水側出口の弁を開けたところ、仮設の足場に接触し、弁の一部を損傷させた。このため、足場の組み替えを行い、弁の補修を行った。	処置済み	タービン 建屋
17	H19.1.27	主変排水ポンプ制御盤 (主変圧器設置エリアの排水ポンプの制御盤)	定期検査期間中、主変圧器設置エリアの排水ポンプの制御盤の電源が停止したため確認したところ、排水ポンプの電源のブレーカとケーブルを接続するねじに緩みが認められた。このため、当該ねじを締め直し、復旧させた。原因調査の結果、ケーブルが太く短かったためにねじの締め込みが難しく、不十分であったと判断した。このため、ブレーカを取替えるとともに、ネジが確実に締め込みされていること等の確認項目を点検要領に反映した。	処置済み	屋外

18	H19.1.29	<p>原子炉格納容器冷却設備 (原子炉格納容器内に設置された機器の運転を維持するため適切な環境に保持するための装置)</p>	<p>定期検査期間中、当該送風機用電動機の分解点検を実施したところ内側油切りのネジ部周囲に若干の欠けが確認されたため、当該部品を交換した。原因を調査した結果、工場製作時に油切りの取付けを空気駆動式工具で行ったため無理な力が加わり欠けが生じたと判明した。このため締付け作業時は手動工具を使用することを手順書等に明記することとした。</p>	処置済み	原子炉 建屋
----	----------	---	--	------	-----------